

河南町建設工事成績評定要領

(目 的)

第1条 この要領は、河南町が発注した建設工事成績評定に必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって適正な施工を確保するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(工事成績の評定を行う対象工事)

第2条 工事成績の評定を行う対象工事は、次の各号のいずれかに該当する工事を除く建設工事とする。

- (1) 応急工事、補修工事等軽微な工事及び単価契約に基づく工事
- (2) 契約金額が130万円以下の工事
- (3) 随意契約により契約を締結した工事
- (4) その他町長が必要ないと認めた工事

(工事成績の評定者等)

第3条 工事成績の評定者は、河南町建設工事等検査要綱（平成17年河南町告示第80号。以下「要綱」という。）第2条第1号に規定する監督職員（以下「監督員」という。）及び同条第2号に規定する検査職員（以下「検査員」という。）とする。

2 監督員又は検査員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により監督又は検査を委託した工事の評定を行うときは、その委託をした者の意見を求めるものとする。

(工事成績の評定等)

第4条 工事成績の評定は、工事請負契約ごとに独立して行うものとする。

2 工事成績の評定は、前条第1項の評定者が監督又は検査において確認した事項について工事成績評定表（様式第1号）（以下「評定表」という。）により、それぞれ独立して厳正かつ的確に行うものとする。

3 監督員は、要綱第2条第3号に規定する工事主管課長（以下「工事主管課長」という。）が工事の完了を認めたときは、遅滞なく評定を行い、工事主管課長に報告するものとする。

4 検査員は、完了検査を終了したときは、遅滞なく評定を行い、要綱第2条第4号に規定する検査主管課長（以下「検査主管課長」という。）に報告するものとする。

5 検査主管課長は、前項の報告を受けたときは、内容を確認し、工事主管課長に評

定表（写し）を送付するものとする。

（総合評価の基準）

第5条 前条第2項の規定により評定した合計点数は、次の基準に基づき総合評価とする。

- (1) 総合評価5 80点以上
- (2) 総合評価4 70点以上80点未満
- (3) 総合評価3 65点以上70点未満
- (4) 総合評価2 60点以上65点未満
- (5) 総合評価1 60点未満

（評価結果の通知）

第6条 町長は、第3条第1項の評定者から評定表等の提出があったときは、遅滞なく当該工事の請負業者に評定の結果を工事成績評定結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（評定の修正）

第7条 町長は、前条の規定による通知をした後、評定の結果を修正する必要があると認められるときは、修正しなければならない。

2 町長は、前項の規定による修正を行ったときは、遅滞なく当該工事の請負業者にその結果を通知するものとする。

（報告）

第8条 前2条により通知をした後、検査主管課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を副町長に報告するものとする。

- (1) 継続した2年度以内において、総合評価2の評定をした後、総合評価2以下の評定をしたとき。
- (2) 総合評価1の評定をしたとき。
- (3) 前号に該当した後、該当した年度又は翌年度において、総合評価2以下の評定をしたとき。

（工事成績優秀業者の公表）

第9条 町長は、総合評価5の評定をした工事があるときは、その請負業者を工事成績優秀業者として、翌年度始めに商号、住所、工事名及び工事種別を公表する。ただし、総合評価5の評定をした工事（以下「当該工事」という。）と同一年度に、次の各号のいずれかに該当した場合は、この限りでない。

- (1) 総合評価 2 以下の評定をしたとき。
- (2) 当該工事と同一の工事種別において、総合評価 3 の評定をしたとき。
- (3) 河南町建設工事等入札参加停止要綱（令和 3 年河南町告示第 5 4 号）に基づく入札参加停止措置をしたとき。
- (4) 河南町が行う契約からの暴力団等排除に関する措置要綱（平成 2 5 年河南町告示第 1 2 2 号）に基づく入札等排除措置をしたとき。

2 前項の公表する期間は、公表を行った日の属する年度末までとする。

（説明請求等）

第 10 条 第 6 条及び第 7 条に規定する通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（河南町の休日を定める条例（平成元年河南町条例第 3 1 号）に規定する町の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に、町長に対して工事成績評定結果に関する説明請求書（様式第 3 号）（以下「説明請求書」という。）により説明を求めることができる。

2 町長は、前項の規定により説明請求書の提出があったときは、河南町入札参加業者資格審査会に諮った上、その請求書を受理した日の翌日から起算して 14 日以内（休日を含まない）に説明請求に対する回答書（様式第 4 号）により回答するものとする。なお、再説明請求はできないものとする。

（工事成績評定反映方法）

第 11 条 町内本店業者（河南町入札参加業者資格審査要綱（平成 2 2 年河南町告示第 1 号。以下「審査要綱」という。）第 2 条第 7 号に規定する町内本店業者をいう。以下同じ。）が工事成績優秀業者になった場合は、当該工事と同一工事種別に限り、翌年度における手持ち工事数の対象としないこととし、町内本店業者以外の者が工事成績優秀業者になった場合は、当該工事と同一工事種別の工事 1 件に限り、翌年度における手持ち工事数の対象としない特例措置を行うものとする。

2 前項の規定による特例措置期間中に町内業者の要件を欠いた場合等の取り扱いは、審査要綱第 6 条の規定を準用する。

3 町長は、総合評価 2 以下の評定をしたときは、その者に対して翌年度の入札参加に制限を行うものとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 7 月 8 日から施行し、平成 17 年度の工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の河南町建設工事成績評定要領（以下「改正前の要領」という。）の規定によりなされた行為又は手続きは、改正後の河南町建設工事成績評定要領の規定によりなされた行為又は手続きとみなす。ただし、平成 22 年 3 月 31 日時点において、改正前の要領第 8 条第 1 項の規定に該当する者は、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。（平成 25 年 11 月 22 日告示第 129 号）

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

工 事 成 績 評 定 表				契約番号	工一		
				工事種別			
工事名称				氏 名			
工事場所					監督員		
請負業者名				主任監督員			
現場代理人				総括監督員			
主任技術者 (監理技術者)				検 査 員			
検査方法				(工事概要)			
監理方法							
工 期	自		完成日				
	至		当初請負額				円
	最終		最終請負額		円		

評 定 項 目		評 価 区 分																					
		監督員・主任監督員評価					総括監督員評価						検査員評価										
		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e			
1. 施工体制	I. 施工体制一般	1.0	0.5	0	-5	-10	/						/										
	II. 配置技術者	3	1.5	0	-5	-10																	
2. 施工状況	I. 施工管理	4	2	0	-5	-10	/						5	/	2.5	/	0	-7.5	-15	/			
	II. 工程管理	4	2	0	-5	-10							2	/	1	/	0	-7.5	-15				
	III. 安全対策	5	2.5	0	-5	-10							3	/	1.5	/	0	-7.5	-15				
	IV. 対外関係	2	1	0	-2.5	-5																	
3. 出来形 及び 出来栄	I. 出来形	4	2	0	-2.5	-5	/						10	7.5	5	2.5	0	-10	-20	/			
	II. 品質	5	2.5	0	-2.5	-5							15	/	7.5	/	0	-12.5	-25				
	III. 出来栄	/											5	/	2.5	/	0	-5	/				
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	/					0						/										
5. 創意工夫	I. 創意工夫	0			/					/													
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	/					10	7.5	5	2.5	0	/						/					
加 減 点 計		点					点						点										
評 定 点 計		(65+加減点)×0.4					(65+加減点)×0.2						(65+加減点)×0.4										
7. 法令遵守等(総合評価を含む)		/					点						/										
評 定 点 合 計		点 [評定点計(点) + 7. 法令遵守等 点]																					
(所見)																							

項目別評価点

工事名称		
工事場所		
請負業者名		
工期	当初	～
	最終	～
請負金額	当初	円
	最終	円

評価項目		評点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／3.3
	II. 配置技術者	／4.1
2. 施工状況	I. 施工管理	／13.0
	II. 工程管理	／8.1
	III. 安全対策	／8.8
	IV. 対外関係	／3.7
3. 出来形 及び 出来栄	I. 出来形	／14.9
	II. 品質	／17.4
	III. 出来栄	／8.5
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	／7.3
5. 創意工夫	I. 創意工夫	／5.7
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	／5.2
評定点計		／100
7. 法令遵守等		
評 定 点 合 計		／100

評価項目 I (監督員・主任監督員用)	凡例	評価必須項目
		工事により対象となる項目
		該当すれば評価する項目

評価項目	細目	評価対象項目		
1. 施工体制	I. 施工体制一般	評価必須項目	1 施工計画書を、工事着手前に提出している。	
		評価必須項目	2 建設業法に基づいた施工体制がなされていた。	
		評価必須項目	3 工事規模に応じた人員、機械配備がなされ施工している。	
		評価必須項目	4 工事現場における点検の結果、施工体制について指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに実施された。	
		評価必須項目	5 社内で工事の完成検査が実施され内容も適切であり、下請がある場合には、元請が下請の作業成果を検査している。	
		工事により対象となる項目	6 作業分担と責任の範囲が施工体制台帳、施工体系図等で確認できる。 ※下請契約を締結しない工事は、評価しない。	
		工事により対象となる項目	7 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ現場と一致している。 ※下請契約を締結しない工事は、評価しない。	
		工事により対象となる項目	8 工事カルテの登録は監督員の確認を受けた上で契約後 10 日以内に行われている。 ※原則として契約金額500万円未満の工事は、評価しない。	
		工事により対象となる項目	9 建退共制度の主旨を下請け業者に説明し、又適切に配布されているか確認ができる。(元請・下請含めて) ※建設業退職金制度適用外報告書が提出されている場合は、評価対象としない。	
		工事により対象となる項目	10 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。	
		工事により対象となる項目	11 その他()	
		該当すれば評価する項目	12 監督員から再三改善指示を行った。	
		該当すれば評価する項目	13 監督員から再三改善指示を行ったが従わなかった。	
	該当項目合計	該当項目が 90% 以上・・・a 施工体制が適切である		
	評価対象項目	該当項目が80%以上 90%未満・・・b 施工体制がほぼ適切である		
	評価値	該当項目が 80% 未 満・・・c 他の評価に該当しない		
	評 定	「12」の項目に該当・・・d 施工体制がやや不適切である		
	評 点	「13」の項目に該当・・・e 施工体制が不適切である		
		II. 配置技術者 (現場代理人等)	評価必須項目	1 現場代理人として、工事全体の把握ができている。
			評価必須項目	2 現場代理人として、監督員との連絡調整を书面で行っている。
評価必須項目			3 工事関係書類、資料が整理されている。	
評価必須項目			4 下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。	
評価必須項目			5 主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。	
工事により対象となる項目			6 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている	
工事により対象となる項目			7 施工に伴う創意工夫または提案により、品質、出来形、出来ばえの向上に努めている。 ※提案なければ評価しない。	
工事により対象となる項目			8 監理技術者証、監理技術者講習修了証を携帯している。 ※主任技術者の配置現場の場合は評価しない。	
工事により対象となる項目			9 作業主任者や発注者が求める技術者等を選任し配置している。 ※配置を要しない場合は、評価対象としない。	
工事により対象となる項目			10 専門技術者を選任、配置している。 ※配置を要しない場合は、評価対象としない。	
工事により対象となる項目			11 その他()	
該当すれば評価する項目			12 現場代理人が常駐していない。	
該当すれば評価する項目			13 主任技術者・監理技術者が建設業法に基づいた技術上の指導監督の職務が誠実になされていない。	
該当すれば評価する項目		14 監督員から再三改善指示を行った。		
該当すれば評価する項目		15 監督員から再三改善指示を行ったが従わなかった。		
該当項目合計		該当項目が 90% 以上・・・a 技術者の配置が適切である		
評価対象項目		該当項目が80%以上 90%未満・・・b 技術者の配置がほぼ適切である		
評価値		該当項目が 80% 未 満・・・c 他の評価に該当しない		
評 定		「14」の項目に該当・・・d 技術者の配置がやや不適切である		
評 点		「15」の項目に該当・・・e 技術者の配置が不適切である		

●「12～13」の項目で一つも該当あればd、二つあればeとする

評価項目	細目	評価対象項目	
2.施工状況	I.施工管理	評価必須項目	1 工事現場と設計図書の不一致や設計図書の不明瞭な部分があった場合は確認を行い施工がなされている。
		評価必須項目	2 施工計画書と現場施工方法が一致している。
		評価必須項目	3 施工計画書と現場の施工体制が一致している。
		評価必須項目	4 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。
		評価必須項目	5 使用材料承認書を提出してからの施工を行っている。
		評価必須項目	6 材料検収を実施している。
		評価必須項目	7 日常の出来形管理が適時、的確に行われている。 ※建築工事の場合は評価しないことも可
		評価必須項目	8 日常の品質管理が適時、的確に行われている。
		評価必須項目	9 現場内での整理整頓が日常的になされている。
		評価必須項目	10 段階確認及びその報告が適時、適確に行われていることが書面で確認できる。 ※設計図書等に示されていない場合は評価しないことも可
		評価必須項目	11 工事記録の整備が適時、的確になされている。
		評価必須項目	12 監督員から工程管理について口頭や指示書で指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに実施された。
		工事により対象となる項目	13 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。
		工事により対象となる項目	14 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。
		工事により対象となる項目	15 建設廃棄物、リサイクルへの取り組みが適切になされている。 ※建設廃棄物が発生しない場合は、評価対象としない。
		工事により対象となる項目	16 工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。 ※対象機械が無い場合は、評価対象としない。
		工事により対象となる項目	17 その他()
		該当すれば評価する項目	18 元請けと下請けの役割分担が不明確であり、元請けの責任を果たしていない。
		該当すれば評価する項目	19 施工計画書が工事着手前に提出されていない。
		該当すれば評価する項目	20 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。
		該当すれば評価する項目	21 監督員から再三改善指示を行った。
		該当すれば評価する項目	22 監督員から再三改善指示を行ったが従わなかった。
	該当項目合計	該当項目が90%以上・・・a 施工計画が適切である	
	評価対象項目	該当項目が80%以上 90%未満・・・b 施工計画がほぼ適切である	
	評価値	該当項目が80%未満・・・c 他の評価に該当しない	
	評定	「21」の項目に該当・・・d 施工計画がやや不適切である	
評点	「22」の項目に該当・・・e 施工計画が不適切である		
●「18」の項目に該当すればcとする ●「19～20」の項目で一つでも該当あればd、二つあればeとする			
II.工程管理	II.工程管理	評価必須項目	1 現場条件変更への対応が積極的で処理が早く、又地元調整(施設関係者含む)を積極的にを行い円滑な工事進捗を行った。
		評価必須項目	2 休日の確保を行っている。
		評価必須項目	3 休日の作業が少なく、余裕をもって工期内に完成した。
		評価必須項目	4 監督員から工程管理について口頭や指示書で指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに実施された。
		工事により対象となる項目	5 フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。
		工事により対象となる項目	6 時間制限等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。 ※各種制約のないものは評価対象としない。
		工事により対象となる項目	7 工程表の内容が検討され、関連工事との調整もよく充実している。 ※関連工事がなければ評価対象としない。
		工事により対象となる項目	8 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握されている。
		工事により対象となる項目	9 その他()
		該当すれば評価する項目	10 元請けと下請けの役割分担が不明確であり、元請けの責任を果たしていない。
		該当すれば評価する項目	11 自主的な工程管理がなされず、監督員から再三改善指示を行った。
		該当すれば評価する項目	12 監督員から再三改善指示を行ったが従わなかった。
		該当すれば評価する項目	13 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。
		該当項目合計	該当項目が90%以上・・・a 工程管理が適切である
	評価対象項目	該当項目が80%以上 90%未満・・・b 工程管理がほぼ適切である	
	評価値	該当項目が80%未満・・・c 他の評価に該当しない	
	評定	「11」の項目に該当・・・d 工程管理がやや不適切である	
	評点	「12」又は「13」の項目に該当・・・e 工程管理が不適切である	
●「10」の項目に該当すればcとする			

評価項目	細目	評価対象項目		
2.施工状況	Ⅲ.安全対策	評価必須項目	1 災害防止(工事安全)協議会を設置し、1回/月以上活動し記録が整備されている。	
		評価必須項目	2 監督員から口頭や書面にて安全対策について指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに実施された。	
		工事により対象となる項目	3 自社のパトロールを1回/月以上実施し記録が整備されている。	
		工事により対象となる項目	4 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。	
		工事により対象となる項目	5 安全教育・訓練等を適時、的確に実施し記録が整備されている。	
		工事により対象となる項目	6 安全巡視、会議、訓練等を実施し記録を整備している。	
		工事により対象となる項目	7 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。	
		工事により対象となる項目	8 過積載防止に積極的に取り組んでいる。 ※タンクトラックの出入りがない工事は、評価対象としない。	
		工事により対象となる項目	9 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、管理されている。	
		工事により対象となる項目	10 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ※重機作業がない場合、ダンプ作業や小旋回機械等のみの場合は評価対象としない。	
		工事により対象となる項目	11 仮設材について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用い実施されている。 ※仮設工事がない場合は評価対象としない。	
		工事により対象となる項目	12 仮設材について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ※仮設工事がない場合は評価対象としない。	
		工事により対象となる項目	13 工事現場における保安設備等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。 ※保安設備等の設置が必要なければ評価対象としない。	
		工事により対象となる項目	14 その他()	
		該当すれば評価する項目	15 監督員から再三改善指示を行った。	
		該当すれば評価する項目	16 監督員から再三改善指示を行ったが従わなかった。	
		該当すれば評価する項目	17 安全対策の不備により労働災害、公衆災害が発生した。	
	該当項目合計	該当項目が90%以上・・・a 安全対策が適切である		
	評価対象項目	該当項目が80%以上 90%未満・・・b 安全対策がほぼ適切である		
	評価値	該当項目が80%未満・・・c 他の評価に該当しない		
	評定	「15」の項目に該当・・・d 安全対策がやや不適切である		
	評点	「16」又は「17」の項目に該当・・・e 安全対策が不適切である		
	●評価対象項目数が7項目以下の場合90%以上でもb評価とする。			
	IV.対外関係	Ⅳ.対外関係	評価必須項目	1 監督員から口頭や書面にて対外関係について指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに実施された。
			工事により対象となる項目	2 工事施工にあたり関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整し、トラブルの発生がない。 ※不要の場合は、評価対象としない。
工事により対象となる項目			3 工事施工にあたり地元(施設関係者等を含む)との適切な折衝及び調整を行った。 ※何も事実がない場合は評価対象としない。	
工事により対象となる項目			4 苦情に対処し、良好な対外関係であった。 ※苦情がなければ評価しない。	
工事により対象となる項目			5 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった、また苦情によるトラブルが少なかった。	
工事により対象となる項目			6 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 ※単独工事の場合は評価しない。	
工事により対象となる項目			7 その他()	
該当すれば評価する項目			8 請負者の対応による苦情が多い、また対応が悪くトラブルがあった。	
該当すれば評価する項目			9 監督員から再三改善指示を行った。	
該当すれば評価する項目			10 監督員から再三改善指示を行ったが従わなかった。	
該当項目合計		該当項目が90%以上・・・a 対外関係が適切であった		
評価対象項目		該当項目が80%以上 90%未満・・・b 対外関係がほぼ適切であった		
評価値		該当項目が80%未満・・・c 他の評価に該当しない		
評定		「8」又は「9」の項目に該当・・・d 対外関係がやや不適切である		
評点		「10」の項目に該当・・・e 対外関係が不適切である		
●評価対象項目数が3項目以下の場合90%以上でもb評価とする。				

評価項目	細目	評価対象項目	評価対象項目	
3.出来形及び 出来ばえ	I.出来形 土木 機械設備 電気設備 その他	評価必須項目	1 出来形に関して要求した資料が適切にまとめられており、確認できる。	
		評価必須項目	2 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。	
		工事により対象となる項目	3 出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 ※管理図やヒストグラムを作成していない場合は評価しない。	
		工事により対象となる項目	4 出来形の性能、機能が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 ※管理図やヒストグラムを作成していない場合は評価しない。	
		工事により対象となる項目	5 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 ※基準は無いが適切に管理されている場合は、評価しない。	
		工事により対象となる項目	6 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 ※基準は無いが適切に管理されている場合は、評価しない。	
		工事により対象となる項目	7 その他()	
		該当すれば評価する項目	8 監督員から再三改善指示を行った。	
		該当すれば評価する項目	9 破壊検査を行った。	
		該当項目合計	該当項目が90%以上・・・a 出来形管理が適切であった	
	評価対象項目	該当項目が80%以上 90%未満・・・b 出来形管理がほぼ適切であった		
	評価値	該当項目が80%未満・・・c 他の評価に該当しない		
	評 定	「8」の項目に該当・・・d 出来形管理がやや不適切である		
	評 点	「9」の項目に該当・・・e 出来形管理が不適切である		
	●評価対象項目数が4項目以下場合90%以上でもb評価とする。			
	I.出来形 建築	評価必須項目	1 材料・機材の出来形が、使用材料届等により確認でき、設計図書を満足している。	
		評価必須項目	2 施工の出来形が、施工図等により確認でき、設計図書を満足している。	
		評価必須項目	3 出来形確認記録の内容が、適切である。	
		評価必須項目	4 不可視部分となる出来形が工事写真で的確に確認できる。	
		評価必須項目	5 出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。	
工事により対象となる項目		6 解体又は撤去が含まれる工事の場合、撤去対象物の数量等が確認でき、処分が適切である。		
工事により対象となる項目		7 その他()		
該当すれば評価する項目		8 監督員から再三改善指示を行った。		
該当すれば評価する項目		9 破壊検査を行った。		
該当項目合計		該当項目が90%以上・・・a 出来形管理が適切であった		
評価対象項目	該当項目が80%以上 90%未満・・・b 出来形管理がほぼ適切であった			
評価値	該当項目が80%未満・・・c 他の評価に該当しない			
評 定	「8」の項目に該当・・・d 出来形管理がやや不適切である			
評 点	「9」の項目に該当・・・e 出来形管理が不適切である			

評価項目	細目	評価対象項目	
3.出来形及び 出来ばえ	II. 品質	評価必須項目	
	土木 その他	評価必須項目	1 品質管理方法が施工計画書に明確に定められている。
		評価必須項目	2 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
		評価必須項目	3 材料の品質証明が適切である。
		評価必須項目	4 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
		評価必須項目	5 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
		評価必須項目	6 不可視部分の写真記録が適切である。
		工事により対象となる項目	7 その他 ()
		該当すれば評価する項目	8 監督員から再三改善指示を行った。
		該当すれば評価する項目	9 破壊検査を行った。
		該当項目合計	該当項目が90%以上・・・a 品質管理が適切である
	評価対象項目	該当項目が80%以上 90%未満・・・b 品質管理がほぼ適切である	
	評価値	該当項目が80%未満・・・c 他の評価に該当しない	
	評 定	「8」の項目に該当・・・d 品質管理がやや不適切である	
	評 点	「9」の項目に該当・・・e 品質管理が不適切である	
II. 品質	評価必須項目	1 材料・製品の品質が、使用材料等により確認でき、設計図書を満足している。	
建築工事	評価必須項目	2 施工の各段階における完了状態について、良好な品質確保を行ってきていることが確認できる。	
	評価必須項目	3 品質確認記録の内容が、適切である。	
	評価必須項目	4 不可視部分の品質が工事写真で、的確に確認できる。	
	工事により対象となる項目	5 各種構造の躯体工事における施工の品質が、適切な施工である。 ※躯体工事がない場合は、評価対象としない。	
	工事により対象となる項目	6 内外仕上げ工事における施工の品質が適切な施工である。 ※仕上げ工事の場合、くい、舗装は、評価対象としない。	
	工事により対象となる項目	7 その他 ()	
	該当すれば評価する項目	8 監督員から再三改善指示を行った。	
	該当すれば評価する項目	9 破壊検査を行った。	
	該当項目合計	該当項目が90%以上・・・a 品質管理が適切である	
	評価対象項目	該当項目が80%以上 90%未満・・・b 品質管理がほぼ適切である	
評価値	該当項目が80%未満・・・c 他の評価に該当しない		
評 定	「8」の項目に該当・・・d 品質管理がやや不適切である		
評 点	「9」の項目に該当・・・e 品質管理が不適切である		
●評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする			
II. 品質	評価必須項目	1 品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が充分実施され、内容が確認できる。	
機械設備工事 電気設備工事	評価必須項目	2 材料の品質照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認でき、満足している。	
	評価必須項目	3 部品の品質、性能が証明書等で確認でき、満足している。	
	評価必須項目	4 機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、満足している。	
	評価必須項目	5 製品の機能、性能管理が設計図書のとおりに実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。	
	評価必須項目	6 操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。	
	評価必須項目	7 設備の総合性能が設計図書のとおりに確保され、内容が確認でき、満足している。	
	工事により対象となる項目	8 溶接管理が設計書のとおりに実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。	
	工事により対象となる項目	9 塗装管理が設計書のとおりに実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。	
	工事により対象となる項目	10 関連工事との仕様の確認、調整が十分に行われている。	
	該当すれば評価する項目	11 監督員から再三改善指示を行った。	
該当すれば評価する項目	12 破壊検査を行った。		
該当項目合計	該当項目が90%以上・・・a 品質管理が適切である		
評価対象項目	該当項目が80%以上 90%未満・・・b 品質管理がほぼ適切である		
評価値	該当項目が80%未満・・・c 他の評価に該当しない		
評 定	「11」の項目に該当・・・d 品質管理がやや不適切である		
評 点	「12」の項目に該当・・・e 品質管理が不適切である		

評価項目 (総括監督員用)	凡例		評価必須項目
			工事により対象となる項目
			該当すれば評価する項目

評価項目	細目	評価対象項目	
2.施工状況	II.工程管理	工事により対象となる項目	1 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。
		工事により対象となる項目	2 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。
		工事により対象となる項目	3 地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。
		工事により対象となる項目	4 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。
		工事により対象となる項目	5 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
		工事により対象となる項目	6 工事関係機関等の調整を積極的に行い、トラブルを回避した。
		工事により対象となる項目	7 その他（ ）
		該当すれば評価する項目	8 自主的な工程管理がなされず、監督員から再三改善指示を行った。
		該当すれば評価する項目	9 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。
		該当項目合計	該当項目が5項目以上・・・ a 工程管理が優れている
	評価	該当項目が3項目以上4項目以下の場合・・・ b 工程管理がやや優れている	
	評価点	該当項目が1項目以上2項目以下の場合・・・ c 他の評価に該当しない場合 「8」の項目に該当する場合・・・ d 工程管理がやや劣っている 「9」の項目に該当する場合・・・ e 工程管理が劣っている	
	III.安全対策	工事により対象となる項目	1 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。
		工事により対象となる項目	2 安全衛生管理体制を確立し組織的に取り組んでいる。
		工事により対象となる項目	3 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている
		工事により対象となる項目	4 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
		工事により対象となる項目	5 安全訓練や安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。
		工事により対象となる項目	6 安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。
		工事により対象となる項目	7 その他（ ）
		該当すれば評価する項目	8 監督員から再三改善指示を行った。
該当すれば評価する項目		9 安全対策の不備により労働災害、公衆災害が発生した。	
当該項目合計		該当項目が5項目以上・・・ a 安全対策が優れている	
評価	該当項目が3項目以上4項目以下の場合・・・ b 安全対策がやや優れている		
評価点	該当項目が1項目以上2項目以下の場合・・・ c 他の評価に該当しない場合 「8」の項目に該当する場合・・・ d 安全対策がやや劣っている 「9」の項目に該当する場合・・・ e 安全対策が劣っている		

評価項目	細目	評価対象項目
4. 工事特性	I 施工条件等への対応	<p>【施工規模への対応】</p> <p>1 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模</p> <p>2 その他（理由：</p> <p>【構造物固有の難しさへの対応】</p> <p>1 地山強度が低い。また土被りが薄いため、FEM解析等の施工のための検討が必要な工事。</p> <p>2 現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。</p> <p>3 供用中の建物の改修工事等。</p> <p>4 施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事</p> <p>5 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事</p> <p>6 電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事</p> <p>7 その他（理由：</p> <p>【技術固有の難しさへの対応】</p> <p>1 特殊な工法及び材料等を採用した工事</p> <p>2 特殊な設備システムを採用した工事</p> <p>3 免震装置を設ける工事</p> <p>4 大規模な山留め工法が必要な工事</p> <p>5 敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り廻しを行う工事</p> <p>6 仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事</p> <p>7 その他（理由：</p> <p>【厳しい自然・地盤条件への対応】</p> <p>1 地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。</p> <p>2 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。</p> <p>3 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。または命綱を使用する必要があった工事。（法面工は除く）</p> <p>4 貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。</p> <p>5 冬季施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬季の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。</p> <p>6 その他（理由：</p> <p>【厳しい周辺環境等、社会条件への対応】 【施工現場での対応】</p> <p>1 交通量の多い供用中の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。</p> <p>2 交通量の多い供用中の道路での舗装及び修繕工事等。</p> <p>3 工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。 ※通常の施工方法が日々解放となっている工事は対象としない(水道・下水工事)</p> <p>4 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。</p> <p>5 工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。</p> <p>6 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の稼働や旋回等に制約を受けた工事。</p> <p>7 酸欠、有毒・可燃ガス等の対策が必要な工事。</p> <p>8 工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。</p> <p>9 場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事。</p> <p>10 住居専用地域等で、騒音などの時間制約が条例で定められている工事。</p> <p>11 優先電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事。</p> <p>12 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事。</p> <p>13 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事。</p> <p>14 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事。</p> <p>15 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事。</p> <p>16 特殊な室などで、工種が複雑し困難な調整を要する工事。</p> <p>17 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事。</p> <p>18 その他（理由：</p>
記述評価 【〇マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】		<p>・工事特性とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術を要する必要があった技術を評定するものである。なお、「5. 創意工夫」との二重評価はない。</p> <p>・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。</p> <p>・1項目2点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。</p> <p>・加点は+20点~0点の範囲とする。</p>
	<p>該当項目合計</p> <p>評点</p>	

評価項目	細目	評価対象項目	
6. 社会性等	I 地域への貢献等	1 環境保全を具体的に実施した。	
		2 公園等及び周辺地域等の環境保全等を具体的に対策した。	
		3 現場事務所や作業現場の環境を周辺との景観に合わせる等、積極的に周辺との調和を図った。	
		4 定期的に広報活動や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。	
		5 生活に密着したゴミ拾い、道路・公園清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、周辺地域に貢献した。	
		6 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。	
		7 公園内等での美化活動や公園利用者への利用促進などを積極的に行った。	
		8 工事関係機関等の活動に対して積極的に協力した。	
		9 工事関係機関等の要望を柔軟に対応し施工した。	
		10 その他()	
		該当項目合計	該当項目が4項目以上・・・a 地域への貢献が優れている
		評価	該当項目が3項目・・・a' 地域への貢献がbより優れている
		評点	該当項目が2項目・・・b 地域への貢献がやや優れている 該当項目が1項目・・・b' 地域への貢献がcより優れている 該当項目がない・・・c 他の項目に該当しない

考查項目	細目	法令遵守等の該当項目一覧表
7-1.法令遵守等		措置内容
	工事により対象となる項目	1 本件工事に関して入札参加停止3ヶ月以上又は指名除外
	工事により対象となる項目	2 本件工事に関して入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	工事により対象となる項目	3 本件工事に関して入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	工事により対象となる項目	4 本件工事に関して入札参加停止要綱上の警告
	工事により対象となる項目	5 本件工事に関して入札参加停止要綱上の注意喚起
	工事により対象となる項目	8 文書注意
	工事により対象となる項目	9 口頭注意
	工事により対象となる項目	10 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒヤリ・ミニア-等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)
	評点	

考查項目	細目	技術提案の履行
7-2.総合評価方式における技術提案の履行		達成率
	工事により対象となる項目	1 達成率90%~100%未満
	工事により対象となる項目	2 達成率70%~90%未満
	工事により対象となる項目	3 達成率70%未満
	評点	

工事別に提案項目が異なるため別紙で項目の達成率を評価すること。

評価項目 I (検査員用)	凡例		評価必須項目
			工事により対象となる項目
			該当すれば評価する項目

評価項目	細目		評価対象項目	
2.施工状況	I. 施工管理	評価必須項目	1 工事関係書類、資料が分かり易く整理されている。	
		評価必須項目	2 工事現場と設計図書の不一致や設計図書の不明瞭な部分があった場合は確認を行い施工がなされている。	
		評価必須項目	3 施工計画書と現場施工方法が一致している。	
		評価必須項目	4 施工計画書と現場の施工体制が一致している。	
		評価必須項目	5 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。	
		評価必須項目	6 使用材料、機器の使用及び調達計画、資料の整理及び確認がなされ、管理されている。	
		評価必須項目	7 使用材料、機器の品質証明書等または工事記録写真等が適切に整理されている。	
		評価必須項目	8 段階確認及びその報告が適時、適確に行われていることが書面で確認できる。 ※設計図書等に示されていない場合は評価しないことも可	
		評価必須項目	9 工事記録の整備が適時、的確になされている。	
		工事により対象となる項目	10 作業分担と責任の範囲が施工体制台帳、施工体系図等で確認できる。 ※下請契約を締結しない工事は、評価しない。	
		工事により対象となる項目	11 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ現場と一致している。 ※下請契約を締結しない工事は、評価しない。	
		工事により対象となる項目	12 建退共制度の主旨を下請け業者に説明し、又適切に配布されているか確認ができる。(元請・下請含めて) ※建設業退職金制度適用外報告書が提出されている場合は、評価対象としない。	
		工事により対象となる項目	13 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。	
		工事により対象となる項目	14 建設廃棄物、リサイクルへの取り組みが適切になされている。 ※建設廃棄物が発生しない場合は、評価対象としない。	
		工事により対象となる項目	15 社内の管理基準等が作成され管理している。	
		工事により対象となる項目	16 社内の管理基準等に基づき社内検査をしている。	
		工事により対象となる項目	17 品質管理体制が確立され、有効に機能している。	
		工事により対象となる項目	18 その他 ()	
		該当すれば評価する項目	19 検査時の受検姿勢や説明内容等が劣っている。	
		該当すれば評価する項目	20 監督員から再三改善指示を行った。	
		該当すれば評価する項目	21 監督員から再三改善指示を行ったが従わなかった。	
		該当項目合計		該当項目が 90% 以上・・・ a 施工管理が優れている
		評価対象項目		該当項目が80%以上 90%未満・・・ b 施工管理がやや優れている
		評価値		該当項目が 80% 未満・・・ c 他の評価に該当しない
		評 定		「20」の項目に該当・・・ d 施工管理がやや不備である
	評 点		「21」の項目に該当・・・ e 施工管理が不備である	

●「19」の項目に該当すればcとする

評価項目	細目		評価対象項目
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形	評価必須項目	1 出来形に関して要求した資料が適切にまとめられており、確認できる。
	土木 機械設備 電気設備 その他	評価必須項目	2 不可視部分の出来形が写真的に確認できる。
		工事により対象となる項目	3 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 ※管理図やヒストグラムを作成していない場合は評価しない。
		工事により対象となる項目	4 出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 ※管理図やヒストグラムを作成していない場合は評価しない。
		工事により対象となる項目	5 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 ※基準は無いが適切に管理されている場合は、評価しない。
		工事により対象となる項目	6 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 ※基準は無いが適切に管理されている場合は、評価しない。
		工事により対象となる項目	7 その他（ ）
		該当すれば評価する項目	8 監督員から再三改善指示を行った。
		該当すれば評価する項目	9 破壊検査を行った。
	該当項目合計	該当項目が 90% 以上・・・ a 出来形管理が優れている	
	評価対象項目	該当項目が 80%以上 90%未満・・・ a' 出来形管理がより優れている	
	評価値	該当項目が 80%以上 90%未満・・・ b 出来形管理がやや不備である優れている	
	評定	該当項目が 60%以上 70%未満・・・ b' 出来形管理がより優れている	
	評点	該当項目が 80% 未満・・・ c 他の評価に該当しない 「 8 」の項目に該当・・・ d 出来形管理がやや劣っている 「 9 」の項目に該当・・・ e 出来形管理が劣っている	
	●評価対象項目数が4項目以下場合90%以上でもb評価とする。		
	I.出来形	評価必須項目	1 材料・機材の出来形が、使用材料等により確認でき、設計図書を満足している。
	建築	評価必須項目	2 施工の出来形が、施工図等により確認でき、設計図書を満足している。
		評価必須項目	3 出来形確認記録の内容が、適切である。
		評価必須項目	4 不可視部分となる出来形が工事写真的に確認できる。
		評価必須項目	5 出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
		工事により対象となる項目	6 解体又は撤去が含まれる工事の場合、撤去対象物の数量等が確認でき、処分が適切である。
		工事により対象となる項目	7 その他（ ）
		該当すれば評価する項目	8 監督員から再三改善指示を行った。
		該当すれば評価する項目	9 破壊検査を行った。
	該当項目合計	該当項目が 90% 以上・・・ a 出来形管理が優れている	
	評価対象項目	該当項目が 80%以上 90%未満・・・ a' 出来形管理がより優れている	
	評価値	該当項目が 80%以上 90%未満・・・ b 出来形管理がやや不備である優れている	
	評定	該当項目が 60%以上 70%未満・・・ b' 出来形管理がより優れている	
	評点	該当項目が 80% 未満・・・ c 他の評価に該当しない 「 8 」の項目に該当・・・ d 出来形管理がやや劣っている 「 9 」の項目に該当・・・ e 出来形管理が劣っている	
	●評価対象項目数が2項目以下場合90%以上でもc評価とする。		

評価項目	細目	評価対象項目	
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	評価必須項目	
	土木 その他	評価必須項目	1 品質管理方法が施工計画書に明確に定められている。
		評価必須項目	2 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
		評価必須項目	3 材料の品質証明が適切である。
		評価必須項目	4 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
		評価必須項目	5 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
		評価必須項目	6 不可視部分の写真記録が適切である。
		工事により対象となる項目	7 その他 ()
		該当すれば評価する項目	8 監督員から再三改善指示を行った。
	該当すれば評価する項目	9 破壊検査を行った。	
	該当項目合計	該当項目が 90% 以上・・・ a 品質管理が適切である	
	評価対象項目	該当項目が80%以上 90%未満・・・ b 品質管理がほぼ適切である	
	評価値	該当項目が 80% 未満・・・ c 他の事項に該当しない	
	評 定	「 8 」の 項 目 に 該 当・・・ d 品質管理がやや不備である	
	評 点	「 9 」の 項 目 に 該 当・・・ e 品質管理が不備である	
II.品質	評価必須項目		
建築	評価必須項目	1 材料・製品の品質が、使用材料届等により確認でき、設計図書を満足している。	
	評価必須項目	2 施工の各段階における完了状態について、良好な品質確保を行ってきていることが確認できる。	
	評価必須項目	3 品質確認記録の内容が、適切である。	
	評価必須項目	4 不可視部分の品質が工事写真で、的確に確認できる。	
	工事により対象となる項目	5 各種構造の躯体工事における施工の品質が、適切な施工である。 ※躯体工事が無い場合は、評価対象としない。	
	工事により対象となる項目	6 内外仕上げ工事における施工の品質が適切な施工である。 ※仕上げ工事が場合、くい、舗装は、評価対象としない。	
	工事により対象となる項目	7 その他 ()	
	該当すれば評価する項目	8 監督員から再三改善指示を行った。	
該当すれば評価する項目	9 破壊検査を行った。		
該当項目合計	該当項目が 90% 以上・・・ a 品質管理が適切である		
評価対象項目	該当項目が80%以上 90%未満・・・ b 品質管理がほぼ適切である		
評価値	該当項目が 80% 未満・・・ c 他の事項に該当しない		
評 定	「 8 」の 項 目 に 該 当・・・ d 品質管理がやや不備である		
評 点	「 9 」の 項 目 に 該 当・・・ e 品質管理が不備である		
●評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする			
II.品質	評価必須項目		
機械設備 電気設備	評価必須項目	1 品質や性能確保のための製作着事前の技術検討が充分実施され、内容が確認できる。	
	評価必須項目	2 材料の品質照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認でき、満足している。	
	評価必須項目	3 部品の品質、性能が証明書等で確認でき、満足している。	
	評価必須項目	4 機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、満足している。	
	評価必須項目	5 製品の機能、性能管理が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。	
	評価必須項目	6 操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。	
	評価必須項目	7 設備の総合性能が設計図書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。	
	工事により対象となる項目	8 溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。	
	工事により対象となる項目	9 塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。	
	工事により対象となる項目	10 関連工事との仕様の確認、調整が十分に行われている。	
	該当すれば評価する項目	11 監督員から再三改善指示を行った。	
	該当すれば評価する項目	12 破壊検査を行った。	
該当項目合計	該当項目が 90% 以上・・・ a 品質管理が適切である		
評価対象項目	該当項目が80%以上 90%未満・・・ b 品質管理がほぼ適切である		
評価値	該当項目が 80% 未満・・・ c 他の事項に該当しない		
評 定	「 11 」の 項 目 に 該 当・・・ d 品質管理がやや不備である		
評 点	「 12 」の 項 目 に 該 当・・・ e 品質管理が不備である		
●評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする			

**評価項目Ⅱ
（検査員）**

凡例
 工事により対象となる項目
 評価対象項目には加えない。

評価項目	細目	評価項目	評価対象項目		
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 右記の工事から主となる工事の一つ選定しリストから■を選ぶ	- コンクリート構造物工事、砂防構造物工事、トンネル工事	- 標識工事		
		- 土工事（盛土・築堤工事）・ため池工事等（ジオテキスタイル工含む）	- 区画線工事		
		- 切土工事	- 建築工事		
		- 護岸・根固・水制工事	- 機械設備工事		
		- 管渠工事	- 電気設備工事・照明設備工事・その他類似工事		
		- 地すべり防止工事	- 維持修繕工事		
		- 舗装工事	- 通信設備工事、受変電設備工事、その他類似工事		
		- 法面工事	- 配給水管工事		
		- 基礎工事（地盤改良等を含む）			
		- 鋼橋工事			
		- コンクリート橋工事			
		- 塗装工事（工場塗装を除く）			
		- 植栽工事			
		- 防護柵（網）・看板・サイン工事			
		3.出来形及び出来ばえ	コンクリート構造物工事、砂防構造物工事、トンネル工事	1 コンクリート構造物の肌が良い。（二次製品は除く）	
2 コンクリート構造物の通りが良い。					
3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。					
4 クラックがない。（二次製品は除く）					
5 漏水がない。					
6 全体的な美観が良い。					
7 該当項目がない。					
該当項目合計	該当項目5以上……			a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	
評 定	該当項目4………			b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	
評 点	該当項目3………			c 他の事項に該当しない	
	該当項目2 以下……			d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	●「7」の項目に該当すればdとする。				
Ⅲ. 出来ばえ	土工事（盛土・築堤工事）・ため池工事等（ジオテキスタイル工含む）			1 仕上げが良い。	
				2 通りが良い。	
				3 端部処理が良い。	
		4 構造物へのすりつけ等が良い。			
		5 漏水がない。			
		6 全体的な美観が良い。			
		7 該当項目がない。			
		該当項目合計	該当項目5以上……	a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	
		評 定	該当項目4………	b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	
		評 点	該当項目3………	c 他の事項に該当しない	
			該当項目2 以下……	d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
			●「7」の項目に該当すればdとする。		
		Ⅲ. 出来ばえ	切土工事	1 規定された勾配が確保されている。	
				2 法面の浮石除去等、表面が適切に施工されている。	
				3 法面勾配の変化部には干渉部等を設け、適切に施工されている。	
4 施工面の木根等が確実に施工されている。					
5 施工面には滞水防止等の処理が適切に行われている。					
6 関係構造物との取り合いが適切に行われている。					
7 残土等は適切に処理されている。					
8 該当項目がない。					
該当項目合計	該当項目6以上……			a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	
評 定	該当項目4………			b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	
評 点	該当項目3………			c 他の事項に該当しない	
	該当項目2 以下……			d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	●「8」の項目に該当すればdとする。				

評価項目	細目	評価対象項目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	1 通りがよい。
	護岸・根固・水制工事	2 材料のかみ合わせが良い、またはクラックがない。
		3 天端、端部の仕上げが良い。
		4 既設構造物とのすりつけが良い。
		5 該当項目がない。
	該当項目合計	該当項目3…… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 定	該当項目2……… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 点	該当項目1……… c 他の事項に該当しない
		該当項目なし…… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
		●「5」の項目に該当すればdとする。
Ⅲ. 出来ばえ	管 渠 工 事	1 管にたわみがない。
		2 管口の仕上げが良い。
		3 インパートの仕上げが良い。
		4 マンホールの仕上げが良い。
		5 漏水がない。
		6 既設マンホールとの取り合いが良い。
		7 該当項目がない。
	該当項目合計	該当5 項目以上…… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 定	該当4 項目……… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 点	該当3 項目……… c 他の事項に該当しない
		該当項目2 以下…… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
		●「7」の項目に該当すればdとする。
Ⅲ. 出来ばえ	地すべり防止工事	1 地山との取り合いが良い。
		2 天端、端部の仕上げが良い。
		3 施工管理記録等から不可視部部分の出来ばえの良さがうかがえる。
		4 全体的な美観が良い。
		5 該当項目がない。
	該当項目合計	該当項目3以上…… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 定	該当項目2……… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 点	該当項目1……… c 他の事項に該当しない
		該当項目なし…… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
		●「5」の項目に該当すればdとする。
Ⅲ. 出来ばえ	舗 装 工 事	1 舗装の平坦性が良い。
		2 構造物の通りが良い。
		3 端部処理が良い。
		4 構造物へのすりつけ等が良い。
		5 雨水処理が良い。
		6 全体的な美観が良い。
		7 該当項目がない。
	該当項目合計	該当項目5以上…… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 定	該当項目4……… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 点	該当項目3……… c 他の事項に該当しない
		該当項目2 以下…… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
		●「7」の項目に該当すればdとする。
Ⅲ. 出来ばえ	法 面 工 事	1 通りがよい。
		2 植生、吹付等の状態が均一である。
		3 端部処理が良い。
		4 全体的な美観が美しい。
		5 該当項目がない。
	該当項目合計	該当項目3以上…… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 定	該当項目2……… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 点	該当項目1……… c 他の事項に該当しない
		該当項目なし…… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
		●「5」の項目に該当すればdとする。

評価項目	細目	評価対象項目	
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	1 土工関係の仕上げが良い。	
	基礎工工事(地盤改良等を含む)	2 通りがよい。	
		3 天端、端部の仕上げが良い。	
		4 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。	
		5 該当項目がない。	
該当項目合計	該当項目3以上……	a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	
評 定	該当項目2 ……	b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	
評 点	該当項目1 ……	c 他の事項に該当しない	
		該当項目なし……	d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
		●「5」の項目に該当すればdとする。	
Ⅲ. 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	1 表面に補修箇所がない。	
	鋼 橋 工 事	2 部材表面に傷、錆がない。	
		3 溶接に均一性がある。	
		4 塗装に均一性がある。	
		5 全体的な美観が良い。	
6 該当項目がない。			
該当項目合計	該当4 項目以上……	a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	
評 定	該当3 項目 ……	b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	
評 点	該当2 項目 ……	c 他の事項に該当しない	
		該当項目1 以下……	d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
		●「6」の項目に該当すればdとする。	
Ⅲ. 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	1 コンクリート構造物の肌が良い。(二次製品は除く)	
	コンクリート橋工事	2 コンクリート構造物の通りが良い。	
		3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。(二次製品は除く)	
		4 支承部の仕上げが良い。	
		5 クラックがない。(二次製品は除く)	
6 漏水がない、			
7 全体的な美観が美しい。			
8 該当項目がない。			
該当項目合計	該当項目6以上……	a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	
評 定	該当項目4 ……	b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	
評 点	該当項目3 ……	c 他の事項に該当しない	
		該当項目2 以下……	d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
		●「8」の項目に該当すればdとする。	
Ⅲ. 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	1 塗装の均一性が良い。	
	塗装工事(工場塗装を除く)	2 細部まできめ細やかな施工がされている。	
		3 補修箇所がない。	
		4 ケレンの施工状況が良好である。	
		5 全体的な美観が良い。	
6 該当項目がない。			
該当項目合計	該当4 項目以上……	a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	
評 定	該当3 項目 ……	b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	
評 点	該当2 項目 ……	c 他の事項に該当しない	
		該当項目1 以下……	d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
		●「6」の項目に該当すればdとする。	
Ⅲ. 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	1 樹木の活着状況が良い。	
	植 栽 工 事	2 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。	
		3 支柱の取付けが堅固である。	
		4 植栽帯の全体的な美観が良い。	
		5 該当項目がない。	
該当項目合計	該当項目3以上……	a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	
評 定	該当項目2 ……	b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	
評 点	該当項目1 ……	c 他の事項に該当しない	
		該当項目なし……	d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
		●「5」の項目に該当すればdとする。	

評価項目	細目	評価対象項目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	1 通りがよい。位置、高さが適切である。
	防護柵(網)・看板・サイン工事	2 端部処理が良い。
		3 部材表面に傷、錆がない。
		4 既設構造物等とのすりつけが良い。
		5 決め細やかな施工がなされている。
		6 全体的な美観が美しい。(仕上がりが良い。)
		7 該当項目がない。
	該当項目合計	該当項目5以上…… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 定	該当項目4……… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 点	該当項目3……… c 他の事項に該当しない
		該当項目2 以下…… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
		●「7」の項目に該当すればdとする。
Ⅲ. 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	1 設置位置に配慮がある。
	標 識 工 事	2 標識の向き、角度、支柱の通りがよい。
		3 標識板、支柱に変色がない。
		4 支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。
		5 全体的な取扱いがしやすい。
		6 該当項目がない。
	該当項目合計	該当4 項目…… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 定	該当3 項目……… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 点	該当2 項目……… c 他の事項に該当しない
		該当1 項目以下…… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
		●「6」の項目に該当すればdとする。
Ⅲ. 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	1 塗料の塗布が均一である。
	区 画 線 工 事	2 視認性が良い。
		3 接着状態が良い。
		4 施工前の清掃が入念に実施されている。
		5 全体的な美観が良い。
		6 該当項目がない。
	該当項目合計	該当4 項目以上…… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 定	該当3 項目……… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 点	該当2 項目……… c 他の事項に該当しない
		該当1 項目以下…… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
		●「6」の項目に該当すればdとする。
Ⅲ. 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	1 きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
	建 築 工 事	2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕上がりである。
		3 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。
		4 仕上がりの状態が良好で、色調が均一であり、色むら等が無い。
		5 全体的な美観が良好である。
		6 安全に配慮した施工がなされている。
		7 その他()
		8 該当項目がない。
	該当項目合計	該当項目4以上…… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 定	該当項目3 ……… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 点	該当項目2……… c 他の事項に該当しない
		該当項目1 以下…… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
		●「8」の項目に該当すればdとする。

評価項目	細目	評価対象項目
3.出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ	
	機械設備工事	1 仕上がり状態が良く、全体的な美観に優れている。 2 主設備、関連設備、操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が優れている。 3 異常な振動、騒音がなく、動きもスムーズで、総合的な機能、運転性能が優れている。 4 公共物としての安定、環境、維持管理への配慮が良い。 5 溶接、塗装、組立等細部に渡る配慮が良い。 6 該当項目がない。
	該当項目合計	該当4項目以上…… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 定	該当3項目……… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 点	該当2項目……… c 他の事項に該当しない 該当1項目以下…… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
●「6」の項目に該当すればdとする。		
III. 出来ばえ	電気設備工事・照明設備工事・その他類似工事	1 建築物にきめ細やかな施工がなされている。 2 公共物としての安全、環境、維持管理等への配慮が良い。 3 構造物とのすりつけが良い。 4 製作上の補修痕跡がない。 5 全体的な取扱いがしやすい。 6 該当項目がない。
	該当項目合計	該当4項目以上…… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 定	該当3項目……… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 点	該当2項目……… c 他の事項に該当しない 該当1項目以下…… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
	●「6」の項目に該当すればdとする。	
III. 出来ばえ	維持修繕工事	1 小構造物にも細心の注意が払われている。 2 きめ細やかな施工がなされている。 3 既設構造物とのすりつけが良い。 4 全体的な美観が良い。 5 該当項目がない。
	該当項目合計	該当4項目以上…… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 定	該当3項目……… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 点	該当2項目……… c 他の事項に該当しない 該当項目1以下…… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
	●「5」の項目に該当すればdとする。	
III. 出来ばえ	通信設備工事、受変電設備工事、その他類似工事	1 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。 2 公共物としての安全、環境、維持管理等への配慮が良い。 3 構造物とのすりつけが良い。 4 製作上の補修痕跡がない。 5 全体的な取扱いがしやすい。 6 該当項目がない。
	該当項目合計	該当4項目以上…… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 定	該当3項目……… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 点	該当2項目……… c 他の事項に該当しない 該当1項目以下…… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
	●「6」の項目に該当すればdとする。	
III. 出来ばえ	配給水管工事	1 仕切弁、消化栓、空気弁等の設置が良い。 2 仕切弁、消化栓、空気弁等のBOXの設置が良い。 3 止水栓、メーターの設置が良い。 4 止水栓、メーターのBOXの設置が良い。 5 舗装のすりつけが良い。 6 全体的な美観が良い。 7 仮設配水管工事である。 8 評価対象となる項目が2以下である。 9 該当項目がない。
	該当項目合計	該当項目5以上…… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 定	該当項目4 ……… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 点	該当項目3 ……… c 他の事項に該当しない 該当項目2以下…… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
	●「9」の項目に該当すればd、「7」「8」の項目に該当すればcとする。	

年 月 日

請負業者 住所
氏名 様

河南町長
(公 印 省 略)

工 事 成 績 評 定 結 果 通 知 書

貴社が施工した下記工事について、河南町建設工事成績評定要領に基づく成績評定の結果を通知します。

記

工 事 名

契約年月日

工 事 成 績 評 定 点 点

(※評定点が修正された場合「修正評定点」とする。)

総合評価

(注) 総合評価は次の区分に基づいています。

総合評価 5	80点以上
総合評価 4	70点以上80点未満
総合評価 3	65点以上70点未満
総合評価 2	60点以上65点未満
総合評価 1	60点未満

※1 総合評価5の評定をしたときは、河南町建設工事成績評定要領に基づき、同要領第9条第1項各号のいずれかに該当した場合を除き、工事成績優秀業者として、翌年度始めに商号、住所、工事名及び工事種別を公表します。工事成績優秀業者は、翌年度に特例措置を受けることができます。

※2 総合評価2以下の評定をしたときは、その者に対して翌年度の入札参加に制限を行います。

※3 次のいずれかに該当したときは、河南町建設工事等入札参加停止要綱別表の規定に基づき入札参加停止の措置を行います。

(1) 継続した2年度以内において、総合評価2の評定をした後、総合評価2以下の評定をしたとき。

(2) 総合評価1の評定をしたとき。

(3) 前号に該当した後、該当した年度又は翌年度において、総合評価2以下の評定をしたとき。

年 月 日

河南町長 様

請負業者名 印

工事成績評定結果に関する説明請求書

年 月 日付け工事成績評定結果通知書の評定結果について、下記により説明を求めます。

記

1. 工 事 名
2. 契約年月日
3. 説明請求の理由

（請求事項と理由を具体的に記述する。）

年 月 日

請負業者 住所
氏名 様

河南町長 印

説明請求に対する回答書

年 月 日付け工事成績評定結果に関する説明請求について、下記のとおり回答します。

記

1. 工 事 名
2. 契約年月日
3. 説明請求に対する回答